

決議第8号

中城あかね議員に対する議員辞職勧告決議

中城あかね議員は、令和7年1月15日に本市内において、自身が運転する乗用車が自転車と衝突し、同自転車の運転者に加療約4日間を要する傷害を負わせる交通事故を起こしたが、その際、同議員は、直ちに事故の相手方の救護や警察への報告の義務を怠ったことから、令和7年4月28日付けで、過失運転致傷及び道路交通法違反により、裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

我々市議会議員には、当然のことながら法令遵守や強い倫理観が求められるが、今回の同議員の事故への対応は、そのような意識が著しく欠如しており、市議会議員として非常に不適切であるとともに、本市議会の信頼を著しく失墜させるものである。

本市議会としては、同議員から略式命令の報告を受けて以降、本件事案を市民に対する重大な背任行為であると考え、同議員へ自主的な進退の判断を促してきたが、同議員からは、現在に至るまで議員辞職の意向は示されていない。

このような状況の中、本市議会としては、失われた市民の議会への信頼を一日でも早く回復するためには、同議員の早急な議員辞職が不可欠であると考えることから、中城あかね議員に対して、即時に市議会議員の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

令和7年5月9日

延岡市議会